

# 建築物衛生法のよくあるご質問 (1/2)



建築物衛生法に関連して、お客様からよくあるご質問とその回答を以下にまとめました。

## Q.1 当該建物が建築物衛生法に当てはまるかわかりません。

建築物衛生管理法において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される部分の延べ床面積が3,000㎡(学校の場合は8,000㎡)以上である建築物を指します。例えば、体育館等その他スポーツをするための施設は、一般に特定建築物に該当しませんが、当該施設が興行場などに該当する場合は、特定建築物になり得ます。

(詳しくは、当社発行の小冊子「建築物衛生管理について」に記載しておりますので、お気軽に[ホームページ等からお申し込み](#)ください。)

## Q.2 病院や老人ホームは建築物衛生法の対象になりますか？

病院・特別養護老人ホーム等の社会福祉施設では、建築物衛生法には該当しませんが、当該施設に係る法令や各自治体の条例を参考にした衛生管理が必要と考えます。

## Q.3 水質検査は何項目行う必要がありますか？

16項目(6ヶ月以内ごとに1回)および消毒副生成物の12項目(6月～9月の間に年1回)の計28項目の水質検査が必要になります。16項目のうち5項目については、基準に適合していた場合、次回に限り検査を省略することができます。地下水を使用する場合は、これらに加えて7項目(3年以内ごとに1回)の検査が必要です。

詳細資料：当社発行[ザ・ナイツレポート No. 08005「特定建築物における水質検査」](#)

## Q.4 検査を行わなければならない期間は決まっていますのですか？

消毒副生成物に該当する12項目は年に一度、水温の高くなる6月1日から9月30日の間に検査を行うことが規定されています。16項目については、6ヶ月以内ごとに1回の検査が必要ですが、12項目のように特定の期間に検査しなければならないという規定はありません。

## Q.5 雑用水の検査項目と頻度は？

①pH値、②臭気、③外観、④大腸菌、⑤濁度、⑥遊離残留塩素の6項目がありますが、用途が水洗便所の場合は⑤濁度の検査が不要になります。検査頻度は、①②③⑥は週に一回、④⑤は2ヶ月に1回となります。水洗便所用水への供給水が手洗いやウォシュレット等に併用される場合は、雑用水ではなく飲料水としての適用を受けることとなりますのでご注意ください。

詳細資料：当社発行[ザ・ナイツレポート No. 14002「雑用水の水質管理について」](#)

## 建築物衛生法をよくあるご質問 (2/2)



The Knights

### Q.6 給湯器でも水質検査が必要ですか？

中央式給湯設備による給湯水も飲料水と同様の水質検査が必要です。

なお、中央式でない給湯設備においても、保健所等の指導により水質検査を求められる場合があるようです。

### Q.7 冷却塔のレジオネラ属菌の検査は必要ですか？

レジオネラ属菌の検査の規定はされていませんが、レジオネラ症防止の観点から「レジオネラ症防止対策指針」に基づく検査を実施することが望ましいとされています。

詳細資料：当社発行ザ・ナイツレポート No. 00004「レジオネラ症防止指針(新版)」、No. 08010「レジオネラ属菌とその感染症について」、No. 08011「冷却塔(クーリングタワー)の衛生管理について」

### Q.8 水の採取場所はどこから、何箇所検査が必要でしょうか？

水質検査は貯水槽ごとに給水システムの末端で行うことが定められています。

例として、高層ビルにおいて受水槽から低層階、中間水槽から中層階、高置水槽から高層階とそれぞれの階層ごとに給水している場合、各水槽の末端で計3箇所の検査が必要になります。また、受水槽1基の他に貯水槽が設置されておらず、揚水ポンプを用いて複数層に給水している場合は、受水槽から1番遠い給水の末端1箇所のみの検査で構いません。

### Q.9 消毒副生成物の生成を抑制するにはどうしたらよいですか？

消毒副生成物の多くは、水中に存在する有機物と消毒などで使用された塩素が反応して生成されます。消毒副生成物の生成量は、水温、時間に左右され、水温が高くなる夏期においては、貯水槽内の水の滞留時間が長くなると多くなる傾向にあります。

そのため、消毒副生成物の生成量を抑えるためには、貯水槽内の水の滞留時間をなるべく長くしないために、回転率を上げる工夫をすることも大事になってきます。

詳しくは、当社 分析担当者 大塚、田沼（フリーダイヤル0120-01-2590 内線338、224）までお問い合わせ下さい。

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析  | ⑤アスベスト分析             |
| ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | ⑥絶縁油中のPCB分析          |
| ③水道法第20条に基づく水質検査    | ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定     |
| ④製品開発・品質管理に伴う化学分析   | ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |